

キャリアアップ助成金「社会保険適用時処遇改善コース」 手当等支給メニューのご案内

事業主が労働者に社会保険を適用させる際に、「社会保険適用促進手当」の支給等により労働者の収入を増加させる取組みを行った場合に助成します。

支給額

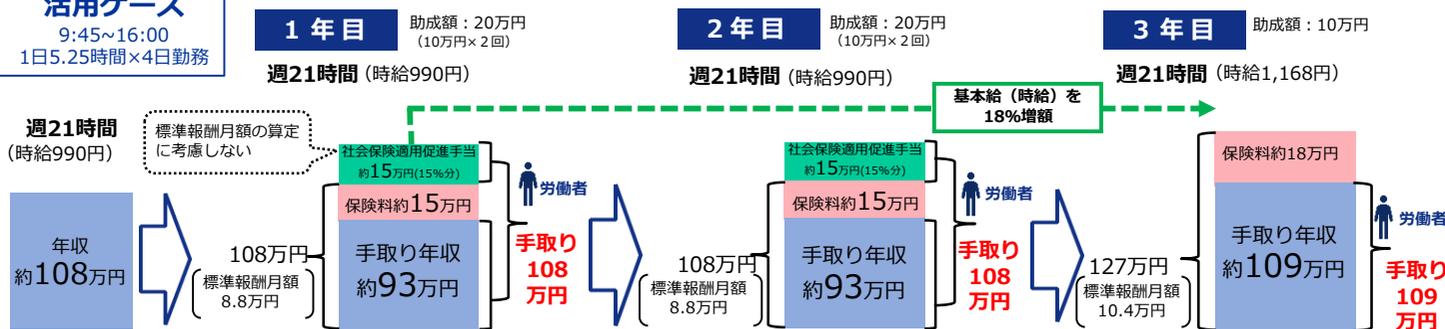
	1年目の取組	2年目の取組	3年目の取組
賃金増額	15%以上	15%以上	18%以上
中小企業	40万円 (10万円×4期) *1期=6か月		10万円 (1期)
大企業	30万円 (7.5万円×4期) *1期=6か月		7.5万円 (1期)

(※) 1年目と2年目は社会保険料相当額の手当支給又は賃上げ、3年目は基本給の賃上げ（労働時間延長との組み合わせも可能）により賃金を増額させる必要があります。

(※) 3年目の取組を1年前倒して行った場合、2年目と3年目の合算額となります。

活用ケース

9:45~16:00
1日5.25時間×4日勤務



- ◆ 1年目と2年目は社会保険料相当額「社会保険適用促進手当」の支給により手取り額に差はありません。
- ◆ 3年目は基本給を1年目と比べて18%以上の賃上げをすることにより手取り額に差はありません。

社会保険適用促進手当について

労働者が社会保険に加入するにあたり、事業主が労働者の保険料負担を軽減するために支給する手当です。

- 給与・賞与とは別に支給され、新たに発生した本人負担分の保険料相当額を上限として、保険料算定の基礎となる標準報酬月額・標準賞与額の算定に考慮しないことができるとされています。
ただし、この手当が保険料の賦課対象となる標準報酬月額・標準賞与額に含まれない以上、厚生年金の給付額の算出基礎にも含まれないこととなります。
- 社会保険適用促進手当の特例は、厚生年金保険、健康保険の標準報酬の算定のみに係る取扱いとなるため、所得税や住民税、労働保険料については対象となりません。

対象となる労働者

- ① 労働時間を延長、または社会保険被保険者とした日のいずれか早い方の前日6か月前の日から有期契約労働者等として雇用している。
- ② 社会保険加入日の前日から6か月前まで加入要件を満たしておらず、かつ過去2年以内に自社においても社会保険に加入していない。
- ③ 事業主・取締役の親族ではない。
- ④ 支給申請日において離職していない。

キャリアアップ助成金「社会保険適用時処遇改善コース」 労働時間延長メニューのご案内

週の所定労働時間を4時間以上延長する等を実施し、これにより当該労働者が社会保険の被保険者要件を満たし、被保険者となった場合に助成します。

支給額

週所定労働時間の延長	4時間以上	3時間以上 4時間未満	2時間以上 3時間未満	1時間以上 2時間未満
賃金増額	—	5%以上	10%以上	15%以上
中小企業	6か月で 30万円			
大企業	6か月で 22.5万円			

(※)労働時間の延長は、原則、延長前6か月の週平均実働時間と延長後6か月の週所定労働時間を比較します。

(※)延長時間が4時間未満の場合は、基本給を増額している必要があります。

対象となる労働者

- 労働時間を延長、または社会保険被保険者とした日のいずれか早い方の前日6か月前の日から有期契約労働者等として雇用している。
- 社会保険加入日から2か月までの間に、週所定労働時間の延長や賃金増額の取組を行う。
(週の所定労働時間が30時間未満の労働者がR6.10に社会保険の適用拡大を受ける場合)
- 社会保険加入日の前日から6か月前まで加入要件を満たしておらず、かつ過去2年以内に自社においても社会保険に加入していない。
- 事業主・取締役の親族ではない。
- 支給申請日において離職していない。

支給対象期間・支給申請期間

所定労働時間延長後の6か月間を支給対象期といいます。ただし、勤務をした日が11日未満の場合（有給休暇等は出勤日とみなす）は除きます。

(例1) 社会保険加入日：4/1

支給対象期は4/1～9/30

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
----	----	----	----	----	----	-----	-----	-----

(例2) 社会保険加入日：4/1、8月の出勤日数：10日

支給対象期は4/1～10/31

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
----	----	----	----	----	----	-----	-----	-----

※ 支給申請期間は、支給対象期の賃金を支給した日の翌日から2か月以内です。

(例1) 賃金締切日：月末、翌月10日払 → 支給申請期間：10/11～12/10

賃金締切日：15日、当月末払 → 支給申請期間：11/1～12/31

手続きの流れ

1 キャリアアップ計画の作成・提出

キャリアアップ計画書を作成し、取組を開始する日の前日までに、管轄ハローワーク*（ハローワーク新潟管轄は新潟労働局助成金センター）まで提出してください。

（※）書類に不備があると当日の受理ができませんので、余裕を持ってご準備ください。

2 取組みの実施

新たに社会保険の被保険者とした対象労働者について、社会保険加入状況（労働時間延長の措置を講じる場合は、週所定労働時間含む）を明確にした雇用契約書等を作成し、交付していただく必要があります。

3 支給申請

取組後6か月の賃金を支給した日の翌日から2か月以内に管轄ハローワーク*（ハローワーク新潟管轄は新潟労働局助成金センター）まで申請してください。

*小千谷所管轄は長岡所、妙高所管轄は上越所、小出所管轄は南魚沼所

労働時間延長メニュー活用モデル

会社概要

従業員数：100人（パート従業員40人）

事業内容：食品製造業

課題：①人手の確保を最優先にしたい

②社会保険の適用を受けないために就業調整する従業員がいる

③離職防止に賃上げを検討したい

※R6.10に社会保険の適用拡大となった



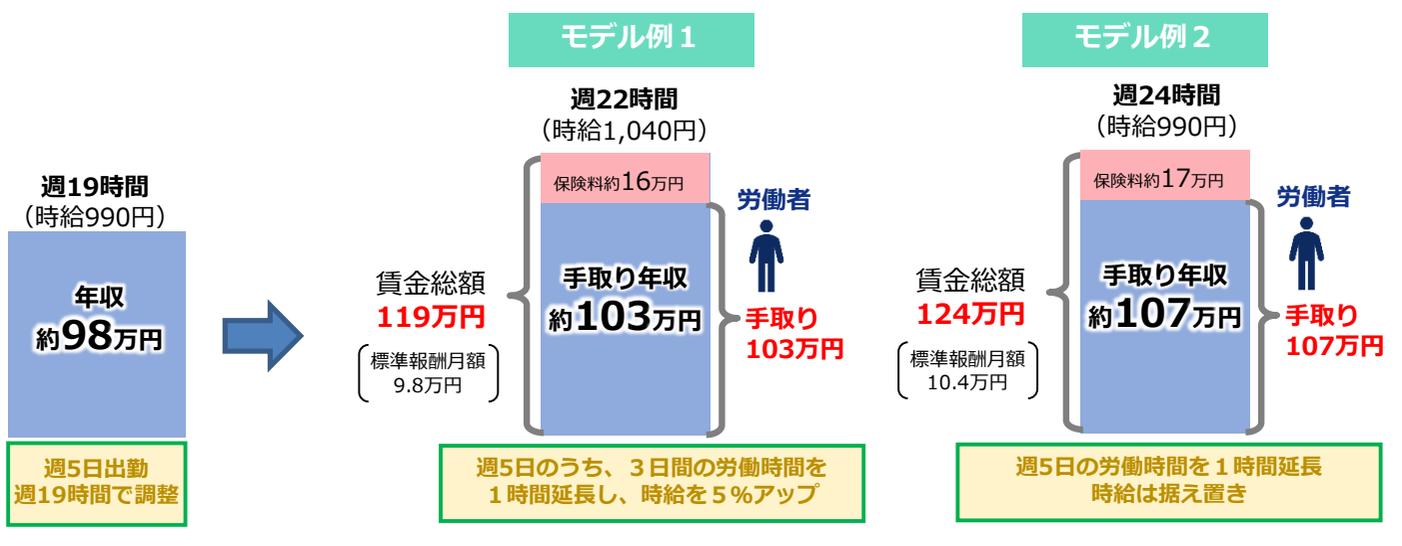
取組内容

モデル例 1

- ・週所定労働時間を3時間延長
- ・5%賃上げ（時給990円 → 時給1,040円）

モデル例 2

- ・週所定労働時間を5時間延長
- ・賃金は据え置き（時給990円）



お問い合わせ



キャリアアップ助成金「社会保険適用時処遇改善コース」 併用メニューのご案内

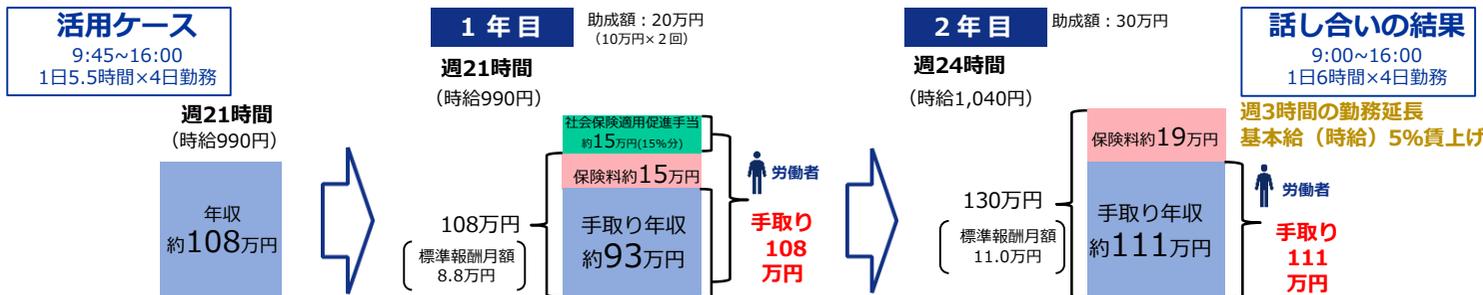
1年目に社会保険適用促進手当の支給等を行う「**手当等支給メニュー**」、2年目に所定労働時間の延長を行う「**労働時間延長メニュー**」の組み合わせを行った場合に助成します。

支給額

	1年目の取組	2年目の取組			
週所定労働時間の延長	-	4時間以上	3時間以上 4時間未満	2時間以上 3時間未満	1時間以上 2時間未満
賃金増額	15%以上	-	5%以上	10%以上	15%以上
中小企業	20万円	6か月で 30万円			
大企業	15万円	6か月で 22.5万円			

(※) 1年目は社会保険料相当額の手当支給又は賃上げ、2年目は週所定労働時間の延長（延長時間が4時間未満の場合は、基本給を増額している必要があります。）により賃金を増額させる必要があります。

(※) 1年目は6か月ごとに10万円×2回（大企業は7.5万円×2回）支給します。



- ◆ 1年目は社会保険料相当額「社会保険適用促進手当」の支給により手取り額に差はありません。
- ◆ 2年目は労働時間の延長（賃上げとの組合せも可能）により手取りを増やす取組みを行います。

社会保険適用促進手当について

労働者が社会保険に加入するにあたり、事業主が労働者の保険料負担を軽減するために支給する手当です。

- 給与・賞与とは別に支給され、新たに発生した本人負担分の保険料相当額を上限として、保険料算定の基礎となる標準報酬月額・標準賞与額の算定に考慮しないことができるとされています。
ただし、この手当が保険料の賦課対象となる標準報酬月額・標準賞与額に含まれない以上、厚生年金の給付額の算出基礎にも含まれないこととなります。
- 社会保険適用促進手当の特例は、厚生年金保険、健康保険の標準報酬の算定のみに係る取扱いとなるため、所得税や住民税、労働保険料については対象となりません。

対象となる労働者

- ① 労働時間を延長、または社会保険被保険者とした日のいずれか早い方の前日6か月前の日から有期契約労働者等として雇用している。
- ② 社会保険加入日の前日から6か月前まで加入要件を満たしておらず、かつ過去2年以内に自社においても社会保険に加入していない。
- ③ 事業主・取締役の親族ではない。
- ④ 支給申請日において離職していない。

